

成年後見制度のご案内



財産管理

年齢を重ねてきて自分の財産管理がうまくできなくなってきた。



契約手続き

福祉サービスの手続きや、書類の記入などが複雑でできなくなりました。



トラブル対応

業者にだまされ必要のないものを買わされてしまった。自分ではうまく契約解除ができない。



将来への不安

今は元気だが、これから先、病気や認知症によって普段の生活を送れるか不安がある。



◆成年後見制度とは？



成年後見人

成年後見制度とは、**認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がい**などによって、物事を判断する能力が十分ではない方の権利を守るための支援者「**成年後見人**」等を選び本人の生活を守る法律的支援になります。制度には2種類あり、「**法定後見制度**」と「**任意後見制度**」に分かれます。

●法定後見制度●

●任意後見制度●



判断能力が
全くない方



後見人

すべての法律行為の代行をすることが可能となります。



判断能力が
著しく不十分な方



保佐人

裁判所が定める「特定の法律行為」の代行をすることが可能となります。
「重要な法律行為」に同意や取り消しが可能です。



判断能力が
不十分な方



補助人

裁判所が定める「特定の法律行為」の代行をすることが可能となります。
申立時に選択した「重要な法律行為」の一部に同意や取り消しが可能です。



判断能力が
十分な方



任意後見人

本人の判断能力が不十分になった際に契約した内容に基づいて支援をしていきます。

◆後見人等の支援内容(例)



住宅に関する契約・費用の支払い



通帳の保管や収入支出の管理



重要な所有物などの保管や処分の手続き

◆利用の手続きのながれ

①申立て書類の作成

申立書類の作成は、くらしサポートセンターのみや、あんしん相談センターにてお手伝いしますので、ご相談ください。



②家庭裁判所へ申立

申立はご本人の住居地を管轄する家庭裁判所に行きます。申立てをすることができる方に関しては下記表①を参照ください。



③家庭裁判所の調査

書類や医師からの診断書を基に家庭裁判所が調査を行います。状況によっては聞き取り調査や判断能力に関する鑑定の実施が必要となります。



家庭裁判所



④審判

後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等の選定をします。



⑤後見の開始

ご本人と成年後見人等に、審判結果を通知し、法定後見が開始します。申立てから後見の開始まで、多くの場合約4か月程度かかります。



申立で知っておきたい情報



①誰でも申立て出来ますか？

申立は本人、配偶者、4親等内の親族が行うことができます。親族がいても申立てが出来る状況ではなかったり、身寄りがいない場合は**市区町村長**が行うこともできます。

②申立てを行う場合費用は掛かりますか？

申立1件につき800円分の収入印紙、登記嘱託手数料2,600円、郵便切手約4,000円となります。場合によって鑑定料がかかる場合がありますので、詳しくは問合せ下さい。

③申し立ては取り下げのことは出来ますか？

申立は原則、家庭裁判所の許可がなければ取り下げることができません。希望通りの後見人が選任されなかった等の個人的理由などでは、申立ては効力無効となりません。



◆相談はくらしサポートセンターのみへ

くらしサポートセンターのみでは、「仕事」、「お金」、「家庭」等日々の生活の悩みを抱えている方に対して相談や、解決のためのお手伝いをし、あなたらしい普段の暮らしを一緒につくっていく機関となります。様々な事業やサービスを実施している中で、令和3年度からは成年後見制度の利用に向けた相談や、申立て支援も開始しました。



◆成年後見に関する主な支援

- 成年後見制度の普及活動
- 成年後見制度の利用に向けた相談対応、申立て支援
- 成年後見開始後のフォロー支援



◆問い合わせ・相談場所



くらしサポートセンターのみ

石川県能美市寺井町た8番地1

能美市ふれあいプラザ2階

TEL:0761-58-6603

8:30~17:15(土日祝は除く)

ホームページ

www.nomi-shakyo.jp/c112.html



QRコードから詳細
をご覧ください

